

表現の自由と公共施設の利用規制について

小関優実, 森菜々子

中央大学杉並高等学校二年

要約 市の条例に基づいて公共施設の利用を規制することは、時に憲法によって保障されるべき自由・権利を否定することにつながりかねない。公共施設の利用目的がヘイトスピーチを行うためである場合、利用を規制することは適当であると認められるだろうか。我々は、表現の自由は憲法によって保障されているものであり、表現の内容を根拠に公共施設の利用を規制することは、いくつかの例外を除いて違憲であると考えている。

キーワード ヘイトスピーチ、憲法 21 条、公共の福祉

1 章 はじめに

本件は、B 市内において、在日韓国人・朝鮮人、中国人（以下「本邦外出身者」という。）に対する誹謗中傷を行っている団体 A が「本邦外出身者を排除するための決起集会」と題して、B 市が設置している市民ホール（条例によって指定管理者 C が運営している）の使用申請を行ったところ、B 市は、B 市民ホール設置条例第 10 条（以下「第 10 条」という。）を根拠に、申請に対して不許可処分を下したことに對し、A は、この処分が条例の解釈運用を誤ったものであり、また憲法 21 条 1 項に違反して無効なものであることを理由に国家賠償法 1 条による損害賠償を求めたものである。

憲法 21 条は集会、結社および言論、出版、その他一切の表現の自由を保障するものであり、A の市民ホールの使用申請に対し、B 市が不許可処分を下したことは人権侵害に当たる。

一方、ヘイトスピーチは本邦外出身者の権利を侵害するものであるため、B 市が A に対し、不許可処分を下すことは違憲ではないとも考えられる。

2 章 本論

2.1. ヘイトスピーチの歴史

師岡によるとヘイトスピーチとは、「人種、民族、性などのマイノリティに対する差別に基づく攻撃を指し、「ヘイト・クライム」という用語とともに一九八〇年代のアメリカで作られ、一般化した意外に新しい用語」のことだ。また「ヘイト・クライム」という用語は、一九八〇年代前半にニューヨークを中心に頻発した差別主義的動機による殺人事件を受け、一九八五年にヘイト・クライムの調査を国に義務付ける「ヘイト・クライム統計法案」が作成されたことに始まる。また師岡は、「『マイノリティ』の国際人権法上確立した定義はないが、国連人権小委員会に任命された特別報告官のカポトルティが一九七七年に提出した報告書『民族的、宗教的、言語的マイノリティに属する者の権利に関する研究』の次の定義が議論の土台となっている。①一国においてその他の住民より数的に劣勢な集団で、②被支配的な立場にあり、③その構成員は当該国の国民であるが、④国民の残りの人たちと異なった民族的、宗教的、または言語的特徴を有し、かつ、⑤自己の文化、伝統、宗教または言語を保持することに対して、連帯意識を黙示的であるにせよ示しているもの、である。これら五つの要素のうち、②が

もっとも重要な要素とされ、③の国籍については、一九九四年の自由権規約委員会の一般的意見二三などにより不要とされている。～このような定義から、例えば日本における米兵は、②の要件を満たさないでマイノリティとはいえず、米兵に対する非難はヘイト・スピーチにはあたらない。」と述べている。（師岡, 2013）^[1]

2.2. 表現の自由と公共の福祉

日本国憲法 21 条 1 項より、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」は保障されている。ところが志田によると、「権利の保障にはそれぞれ一定の限界がある。憲法 12 条、13 条には、権利を『濫用してはならない』こと、国民は権利を『公共の福祉のために』利用する責任があること、国民の権利は『公共の福祉に反しない限り』『最大の尊重を必要とする』ことが書かれている。この 2 つの条文は憲法上の権利の全体に及ぶので、『表現の自由』にも、このルールが及ぶ。ただし、その場合にも、『表現の自由』への調整や規制については、その必要性や根拠について、とくに厳密な検討を必要とする。また規制が憲法違反ではないかと裁判で問われたときには、裁判所はその規制を簡単に合憲とはならず、厳格な姿勢でその必要性を問わなくてはならない。」のである。（志田, 2018）^[2]

2.3. A の主張

A は、不許可処分は条例の解釈運用を誤ったものである（2.3.1）、不許可処分は憲法に違反して無効なものである（2.3.2）、という 2 つの主張を行うことができる。

2.3.1 条例の解釈運用

第 10 条より、「指定管理者は、利用者が各号のいづれかに該当すると認める場合は、第 5 条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる」。この条文から、第 10 条の適用対象者が利用者であることが分かる。A は市民ホールの使用申請を行った段階であり、実際にホールで集会を行ったわけではない。利用者という言葉が、既にホールで何らかの集会等を行っている者を指す、と解釈すれば、A は第 10 条の適用対象者には該当しない。そのため、A は、不許可処分が条例の解釈運用を誤ったものだ、という主張が可能である。

仮に、利用者という言葉が、これから市民ホールを利用する者を指す場合には、Aは第10条の適用対象者に該当する。しかし、利用者という言葉が既に使っている者を指すと解釈することは不自然なことではなく、むしろ自然なことである。よって、利用者という言葉が、これから市民ホールを利用する予定のある者を指すとB市が捉えているならば、第10条は解釈の不一致を起こすものであり、条例として不適切なものである。

2.3.2 憲法違反

Aは、本邦外出身者がわが国の利益を害する行動を行っていることを主張するために、街宣活動を行ってきた。市民ホールで行う予定であった集会にも、同様の目的がある。憲法12条は、国民が憲法によって保障される自由及び権利を公共の福祉のために利用する責任を負うことを定めている。公共の福祉とは、「社会公共の利益」つまり「公益」(大島, 2016)^[3]のことである。Aは、わが国の利益を害する行動を行う本邦外出身者を追い出すことにより、わが国の利益を守ろうとしている。よって、Aの活動はわが国の利益、つまり公共の福祉のために行われるものであり、憲法12条によって定められている国民の責任を果たそうとしているものだと言える。

また、国民は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」(憲法21条)が保障されている。Aは、市民ホールの使用申請に対して不許可処分が下されたことで、市民ホールで行う予定であった集会を行えなくなった。集会とは、複数人が同じような目的を持って、一時的に同じ場所に集まって行うものである。また、どのような場所でもできるのではなく、基本的に、公園や公民館など、ほかとは区切られた空間を必要とする。そのため、集会を行うことを目的としたAの市民ホールの使用申請を不許可処分にするのは、BがAの集会の自由を侵害したと言える。

したがって、Aは、第10条を根拠にBが下した不許可処分が憲法12条及び21条に違反して無効なものである、という主張が可能である。

2.4. B市の主張

B市は、不許可処分が第10条に基づいたものである(2.4.1)、Aが行おうとした集会の内容は人種差別撤廃条約と自由権規約に違反する(2.4.2)、憲法21条を根拠に不許可処分を違反とするのは誤りである(2.4.3)という3つの主張を行うことができる。

2.4.1 B市が定める条例の運用

B市は、B市民ホール設置条例によって、B市民ホールの利用許可の制限及び取り消しについて定めている。Aの市民ホール使用申請は第10条を根拠に不許可処分を下された。Aが市民ホールで行おうとしていたのは「本

邦外出身者を追い出すための決起集会」だ。この集会の名称から、集会においてAは、本邦外出身者に対する誹謗中傷や、本邦外出身者が居住地から退去するよう煽動を行うと考えられる。これらの行為はB市ヘイトスピーチ防止条例によって禁止されており、Aはこの条例に基づいて勧告、命令を受けた経歴がある。つまり、Aが行っている活動はヘイトスピーチに類するものであり、B市ヘイトスピーチ防止条例によって規制されるべき活動である。

また、第10条は施設の利用許可の制限及び取消しについて定めているため、市民ホールの使用申請を行ったすべての者に適用可能である。つまり、市民ホールをすでに利用している者にも、これから利用する者にも第10条を適用することができる。そのため、市民ホールの使用申請を行ったAに対してBが第10条を根拠に不許可処分を下すことは適当である。

2.4.2 条約違反

日本は、1995年に人種差別撤廃条約、1979年に自由権規約に加盟している。人種差別撤廃条約では、「各締結国は、すべての適当な方法(状況により必要とされるときは、立法を含む。)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」(法務省)^[4]ことを定めている。一方、自由権規約では、「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」(法務省)^[5]ことを定めている。

また、ラバト行動計画は、人種差別撤廃条約と自由権規約がヘイトスピーチを規制の対象とすることを示している。Aが行っている、本邦外出身者に対する誹謗中傷はヘイトスピーチであるため、規制の対象となる。よって、B市がAの市民ホール使用申請に対して下した不許可処分は適当である、という主張が可能である。

2.4.3 表現の自由

日本国民は憲法21条によって、表現の自由が保障されている。そもそも表現の自由とは、国民主権を守るためのものである。

日本国憲法は前文にて、「主権が国民に存することを宣言し」ている。主権とは、「国の政治の在り方を最終的に決定する力」(法務省)^[6]である。つまり、国民主権とは、国の政治の在り方を最終的に決定する力が国民にある状態を指す。国民が政治の在り方を決定するためには、国民が各々の意見を何にも縛られず、自由に発信・発言することができる必要がある。そのために表現の自由が国民に保障されている。

したがって、表現の自由は、本邦外出身者に対する誹謗中傷を行うヘイトスピーチを許可するものではない。よって、憲法21条を根拠にした、市民ホールの使用申

請に対する不許可処分が違反であるという A の主張は誤りである。

3章 結論

本件の B 市が行った不許可処分は A の所有する集会の自由を奪う行為であり、違憲であるといえる。

A の目的が、市民ホールという限られたコミュニティ内でのヘイトスピーチであるため、公共の福祉に反しない行為である。

上記のことから我々は、A の訴えが認められると考える。しかし、例外として

①街宣活動を行ってきたという A の経歴から、今回の集会が、集会だけにとどまらず暴動へと発展する可能性があった

②今までの街宣活動で刃物などの武器の所持者が参加していた

などの事実があった場合は、本邦外出身者の生命に関わる可能性を孕んだ集会であるため、B の不許可処分は合憲であり、A の 21 条 1 項違反という訴えは認められない。

①に関しては、十分に起こりうる可能性もある。神奈川新聞「時代の正体」取材班は、「差別と憎悪をあおるヘイトスピーチはやがて具体的な危害に及ぶヘイトクライム（憎悪犯罪）につながるといわれるが、小さな事件ならずで起きている」という。「二〇一四年二月、ヘイトデモ参加者の一人が終了後に JR 川崎駅ホームで通行人を模造刀で切りつける事件が起こった。周囲で配られていた抗議のチラシを手にしてからカウンターだと勘違いしての犯行だったが、デモに参加したことが引き金となったことは想像に難くなかったと述べている」。このような事件は過去に起こっており、A が集会の後に暴動を起こすことは想像に難くない。そのため、A の経歴から、暴動が起こる可能性が高いと考えられる場合は、B が下した不許可処分は合憲である。（神奈川新聞「時代の正体」取材班, 2016）^[7]

4章 参考文献および参考 URL

- [1] 師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店 (2013)
- [2] 志田陽子『「表現の自由」の明日へ—一人ひとりのために、共存社会のために』大月書店 (2018)
- [3] 大島義則『憲法の地図 条例と判例から学ぶ』法律文化社 (2016)
- [4] 法務省：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 第 1 部第 2 条 (d) (2021/11/05 取得, https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html)
- [5] 法務省：市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B 規約) 第 3 部第 20 条 2 項 (2021/11/05 取得, https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html)
- [6] 法務省：憲法の意義 Q73 「民主主義」と「国民主権」の違い (2021/11/05 取得, https://www.moj.go.jp/shingil/kanbou_houkyo_kyougikai_ga03.html)
- [7] 神奈川新聞「時代の正体」取材班『ヘイトデモをとめた街-川崎・桜本の人びと』現代思潮新社 (2016)